

平成21年6月8日

大阪市長 平松邦夫様
(担当: 大正区役所)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公雄

公益通報(第19-90-70号)に関する関係局の対応について

標題について、平成20年2月29日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

記

1 確認内容

大正区は、関係者と協議のうえ、次のような改善等を行った。

- (1) 大正区は、ゆとりとみどり振興局から無償での使用許可を受けた三軒家公園内のテニスコートを三軒家テニスコート運営委員会に管理委託していることを広く周知するため、①テニスコートの周囲の看板を大きくし、あるいは新たに設置し、②大正区広報紙『こんにちは大正』(平成20年4月号)に関連記事を掲載した。
- (2) テニスコートの平等な利用、機会の公平を図るため、看板には利用方法や利用時間の他、申し込みの方法や問い合わせ先を明記し、また広報紙にも利用方法や利用時間、問い合わせ先を明記した。
- (3) テニスコートの公平・公正な管理運営を行うため、『三軒家公園内テニスコート管理要項』を改正し、また新たに『三軒家公園内テニスコート運用ルール』を定めた。

2 その他

都市公園内のテニスコート整備にあたっては、地域住民からの要望方法や技術的基準を含む整備基準を明確にし、引き続き地域住民の要望に対応できるよう、他の地域における手続きのマニュアル化に努められたい。

(参考) 勧告の内容

- ①運営委員会にテニスコート用地の管理委託を行わせていることを公表する。
- ②管理委託契約を継続するのであれば、「特定の者の専用使用を防止し、公平な利用の推進を図る」ため、少なくとも大正区民については平等に利用できる旨の看板を立てさせる等して、機会の公平を図る。
- ③実際のテニスコートの運営においても、②の趣旨が徹底されるよう具体的な方策を講じるよう指導されたい。
- ④都市公園内のテニスコート整備にあたっては、地域住民からの要望方法や技術的基準を含む整備基準を明確にし、他の地域においても地域住民の要望に対応できるよう手続きのマニュアル化に努められたい。